

ID: 259

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第19条第3項		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (延滞金) 第19条 世帯主は、納期限後に保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を保険料と同時に納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の規定による延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日